

保 育 所 の 概 況

令和2年4月1日現在

保育所名	北九州市立 東篠崎保育所			施設長名	松本 淳子
所在地	〒 802-0072 北九州市小倉北区東篠崎一丁目10番1号				
電話番号	093-941-6056	FAX番号	093-941-6056	認可年月	昭和38年7月
設置主体	北九州市		運営主体 (設置主体と異なる場合)		

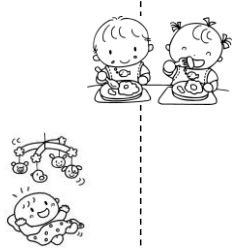
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・木造・その他()	2階建(階部分)
------	-------------------------	-----------

建物延床面積	562.75㎡
--------	---------

利用定員 (利用児童数)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員	/			67人 (51人)			67人 (51人)
3号定員	12人 (8人)	41人 (33人)		/			53人 (41人)
開所時間	7:30	~	17:50	保育短時間の 受入時間帯	9:00	~	17:00
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日~1月3日)						

職員数	27人	内訳 : 施設長(1人) 保育士(24人) 調理員(委託業者2人) その他(0人)
-----	-----	---

施設の目的	<p>【施設の目的及び運営の方針】</p> <p>保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とします。また、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。</p>
運営の方針	<p>【保育の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭的でくつろいだ環境のもとで、子ども達が自己の力を発揮できる保育所 家庭との連携を密にし、保護者に寄り添いながら共に歩む保育所 人権を大切にすることを育てる保育所
保育の方針	<p>【こんな子どもを目指して保育しています】</p> <ul style="list-style-type: none"> 早寝早起きをして、健康な子ども いろいろなことに興味を持ち、遊べる子ども 人の話を聞くことができ、自分の思いもいえる子ども 思いやりの気持ちを持ち、人の気持ちを考えられる子ども

1日の過ごし方	<p>0、1、2 歳児の子ども</p> <p>7:30 開所 順次登園</p> <p>あそび</p> <p>9:30 おやつ あそび</p> <p>11:00 給食</p> <p>13:00 昼寝</p> <p>15:00 おやつ あそび</p> <p>順次降園</p> <p>17:50 閉所</p>	<p>3、4、5 歳児の子ども</p> <p>7:30 開所 順次登園</p> <p>あそび</p> <p>11:30 給食</p> <p>13:00 昼寝</p> <p>15:00 おやつ あそび</p> <p>順次降園</p> <p>17:50 閉所</p>
		

保育所名	北九州市立 東篠崎保育所
------	--------------

年間行事 予 定	4月 入所式・進級式 誕生会(毎月)・避難訓練(毎月)	10月 遠足・保育士参加 健康診断・お祭りごっこ
	5月 親子遠足・健康診断 シルエット劇場	11月 焼き芋パーティー
	6月 保育参観・歯科検診 芋苗植え	12月 生活発表会・クリスマス会
	7月 七夕祭り・プール開き 卒園児招待	1月 保育参観・こま回し大会
	8月 お楽しみ会・プールおさめ	2月 節分・卒園記念写真撮影
	9月 運動会	3月 卒園式・ひなまつり お別れパーティー・修了式

各種保育 事業の 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ●親子通園事業の実施 発達に不安のある子供さんや育児に不安のある保護者の方などを親子で受け入れ、遊びの体験や相談を行っています。 ●障害児保育の実施 子どもたちがお互いを認め合い一緒に心地よく生活できるよう育ち合いを図っています。 ●地域子育て支援・・・「りんごのほっぺ」への参加 未就園児を対象にわらべうたなどを通して親子での触れ合い遊びを楽しんでいただいています。 ●地域異年齢児との交流事業 保育所の開放日「あそびましょ」を設け、子育て家庭の育児相談や遊びの紹介を行っています。 ●世代間交流事業 地域の施設や年長者の方と触れ合い遊びなどを通して交流をしています。 ●保育士体験 中高生や小学校の先生に保育士体験をしてもらっています。
---------------------	---

利用の開始 及び終了に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ● 3・4・5歳児の給食にかかる副食費(月額 4,500円) → 給食のおかずやおやつにかかる費用を負担するもの。 ※ 3か月に一度、3か月分の納入通知書をお渡しします。退所により、副食費の払い過ぎが生じた場合には、還付手続きを行いますので、「口座振替依頼書」を提出してください。 なお、月途中で退所の場合は、日割り計算します。 ●日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの ●保護者会費(月額 300円) → 遠足バス代、イベント運営経費、講師料などに使用するもの ●帽子代金(1個 900円) → 児童の健康を考慮すると必要なものであり、外遊びや園外保育時に使用するもの
---------------------	---

その他 特記事項	<p>【緊急時における対応方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の提供を行っているときに、入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は入所児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ● 保育の提供により事故が発生した場合は、区保健福祉課、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 ● 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、発生防止のための対策を講じます。 <p>【非常災害対策】</p> <p>非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。</p> <p>【虐待の防止のための措置に関する事項】</p> <p>入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。</p>
-------------	---